

堺市立桃山台小学校いじめ防止対策基本方針

1. いじめに対する基本認識

本校のすべての教職員は「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識をもって対応をする。

いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条第1項）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- (1) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。
- (2) 常にいじめられた児童の立場に立ち、指導・支援を行い、当該児童を守り通す。
- (3) いじめをした児童に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (4) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力を努める。

【具体的ないじめの態様例】

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団により無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

2. 未然防止に向けて

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

- (1) 児童が自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を育む。
- (2) 道徳・特別活動をとおして規範意識を育み、望ましい人間関係づくりに努める。
- (3) 授業についていけない焦りや学力についての不安などが過度なストレスとならないよう、一人ひとりを大切に授業づくりに努める。
- (4) 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。
- (5) 学校生活での悩みの解消を図るため、担任による心のケアや生徒指導主任等との連携による組織的な対応を行う。
- (6) 常に危機感を持ち、いじめ問題への取組を定期的に点検し改善を図る。
- (7) 子ども理解、発達課題等の障害などに関する教員研修の充実、いじめ相談体制の整備・点検、相談窓口の周知徹底を行う。

- (8) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。
- (9) ホームページ、学校・学年だより等によるいじめ防止の啓発活動に努める。

3. 早期発見に向けて

いじめは、大人の目の届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、学校・家庭・地域が全力で実態把握に努める。

- (1) 子どものいじめを疑う。(いじめ対応チェックリスト等の活用)
- (2) 子どもの声に耳を傾ける。(いじめアンケート調査や教育相談等)
- (3) 子どもの行動を注視する。(日常の生活行動等)
- (4) 保護者と情報を共有する。(連絡帳、電話、家庭訪問等)
- (5) 地域や中学校区での連携(小小連携、小中連携、青少年健全育成委員会等の情報共有)

4. 早期解決に向けて

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき、早期に適切な対応を行い、関係する児童や保護者が納得する解消をめざす。

- (1) いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- (2) 学級担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- (3) 学校は事実に基づき、子どもや保護者に説明責任を果たす。
- (4) いじめをした子どもには、いじめが人権侵害・犯罪行為であることを指導する。
- (5) 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- (6) いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられるように、教育環境の確保に努める。
- (7) いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。

5. いじめアンケート調査の実施

各学期にいじめアンケート調査ならびに教育相談を実施する。

いじめ問題が生じたときは、必要に応じてアンケート調査を実施し、早期に適切な対応を行う。

6. 「いじめ防止等対策委員会」の設置および校内研修の実施

校長、教頭、生徒指導担当、養護教諭、関係学級担任等を構成員とし、

「いじめ防止等対策委員会」を設置する。必要に応じてスクールカウンセラーに入ってもらおう。

いじめ防止等対策委員会は、いじめ防止に向けた取組についての定期的な点検を行うとともに、必要に応じて見直しを図る。

【いじめに対する措置】

- (1) いじめを発見、または児童保護者からいじめの訴えを受けた教職員は、直ちに「いじめ防止等対策委員会」に報告し、情報の共有を図る。
- (2) 該当組織が中心となり、速やかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の確認を行う。
- (3) いじめに対する指導体制・指導方針を決定する。
- (4) 関係する保護者と直接会い、学校の対応を説明する。
また今後の指導方針への理解と協力を求める。
- (5) いじめについての指導記録を保存し、児童の進級や進学・転学に当たって、情報の引き継

ぎや情報提供を行う。

- (6) 重大事案等いじめの実態に応じて、スクールカウンセラーや弁護士、医師、警察等の外部専門家を活用し、必要に応じて委員会への参加を求める。

重大事態発生時の対応

重大事案

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合 など
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- ・ 重大事態の認知
- ・ 認知後速やかに、校長(教頭)と学級担任が家庭訪問
- ・ いじめ防止等対策委員会の招集
- ・ 各委員の役割分担

校長	重大事態認知したこと・いじめ防止等対策委員会を招集したこと・今後の対応について教育委員会に報告
教頭	今後の対応について指示 対被害児童・対加害児童・対被害児童保護者・対加害児童保護者・対学年(学級)児童・対全校児童・対全校(関係学年)保護者・対学校教員・対マスコミ・対警察・対外部専門家等
生徒指導担当	調査情報の収集・整理・記録と教頭への報告
養護教諭	いじめられた児童・保護者へのケア
関係学級担任	事実確認等徹底した調査
学校カウンセラー	いじめられた児童へのカウンセリングと心理的ケア

- ・ 調査結果を教育委員会に迅速に報告
- ・ 調査後速やかに、校長(教頭)と学級担任が家庭訪問をし、調査結果を報告
- ・ 今後の対応や指導方針についていじめ防止等対策委員会で協議
- ・ 保護者説明会の有無について判断(被害保護者・教育委員会と相談)し、開催する。

7. ネット上のトラブル対応について

携帯電話の普及に伴い、携帯電話のメールやブログ等を悪用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいため、保護者・高学年を対象にネットいじめ防止プログラム授業を行い、情報モラルの向上を図っていく。

さらに、ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。必要に応じて、法務局、警察等に連絡し協力を求める。

8. いじめ防止対策における留意事項

- (1) 悪ふざけなど、いじめが疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止める。

- (2) いじめを訴えた児童、いじめを知らせてきた児童の安全は十分に確保する。
- (3) いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。いじめを止めることができなくても、担任の先生等に知らせる勇気を持つよう指導する。(傍観者への対応)
- (4) いじめをはやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。(観衆への対応)
- (5) 学校評価においては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童の実態や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、改善に向けた取組を行う。

9. いじめ防止対策年間計画

月	取組	月	取組
4	いじめ防止対策基本方針・年間計画の確認 いじめ防止等対策委員会組織	10	
5		11	いじめアンケートの実施 教育相談週間
6	いじめアンケートの実施 教育相談週間	12	個人懇談会
7	個人懇談会 校内研修	1	
8		2	いじめアンケートの実施 教育相談週間
9		3	年度末学校評価

※職員会議等で、各学年の子どもの様子についての情報共有を必要に応じて行う